



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます



2018年度 保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保・子育て・保健衛生の 制度改正について

2019年2月22日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取り組み
6. 子ども子育て支援法改正への取組み
7. 国保の都道府県化への取組み
8. 保健衛生分野への取組み

1. 福祉システム委員会 活動報告(2018年度事業計画実績)

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部局、内閣府・子ども子育て本部、内閣官房IT室、番号制度推進室等へのロビー活動
- ②各WGの活動を円滑に遂行するための各種支援
- ③厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険システム検討委員会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援システム検討委員会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援法等審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
- ④当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究事業」へ委員派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

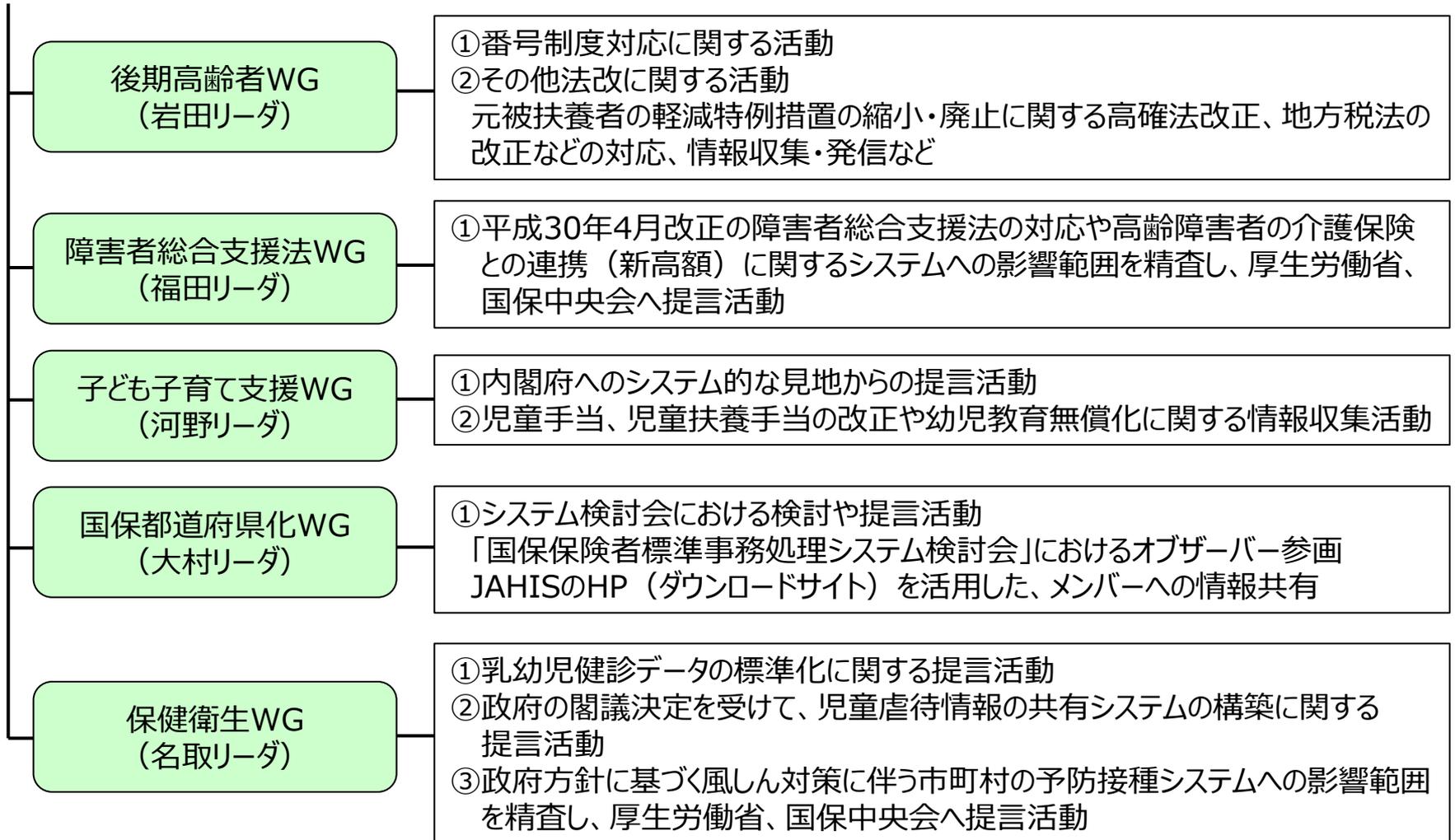
介護保険事務処理WG
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動
- ②番号制度対応に関する活動

介護事業者連携WG
(鴻谷リーダ)

- ①介護事業所での業務上の文書について、効率化・生産性の向上という観点でベンダーの取り纏め意見を提言、介護事業者連携の電子化の推進を支援

1. 福祉システム委員会 活動報告(2018年度事業計画実績)



2. 介護保険制度への取組み

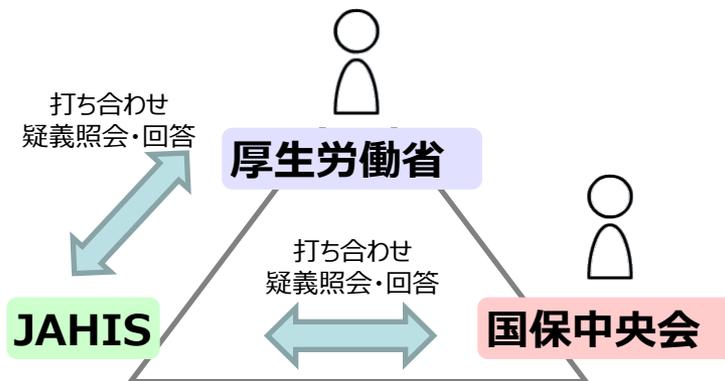
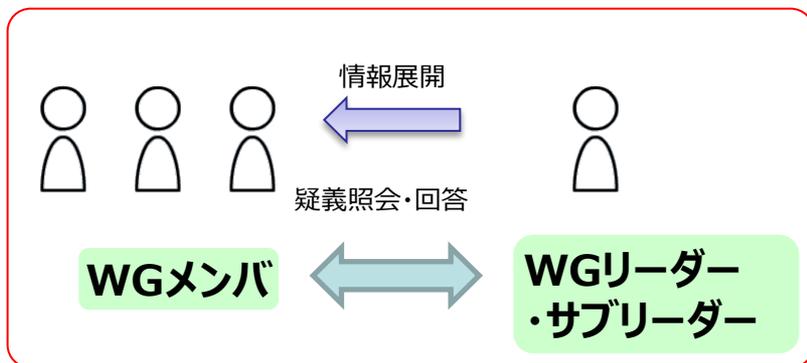


介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

平成30年度主な活動内容

平成30年介護保険制度改正等に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施

- 平成30年介護保険制度改正に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国保中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施
- 番号制度におけるレイアウト改版に関して、厚生労働省と打ち合わせを実施
- その他（制度改正、介護OSS等）に関する事務連絡の情報収集・発信を実施



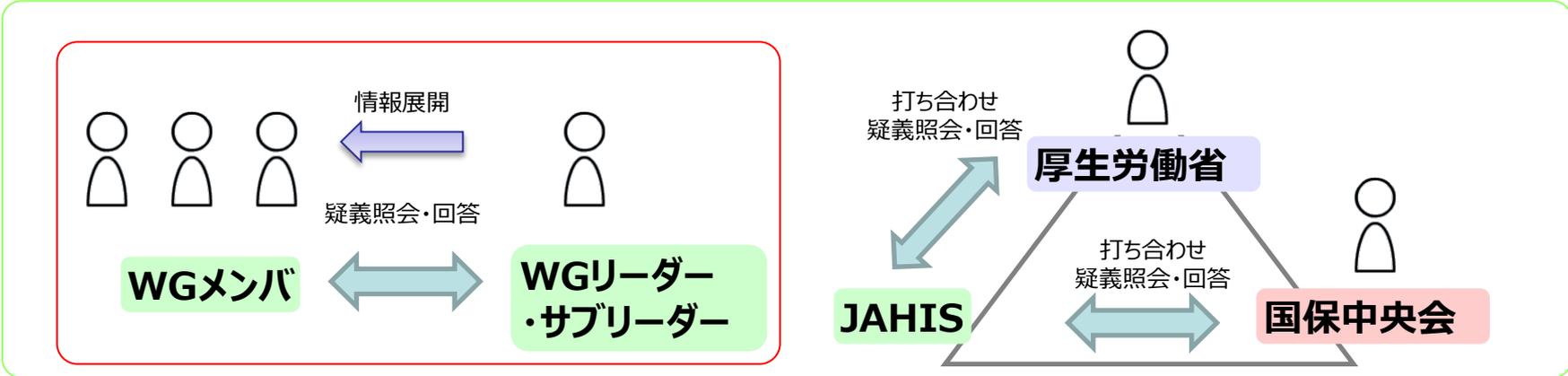
2. 介護保険制度への取組み

平成31年度主な活動内容目標

- ・介護保険制度等に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施
- ・各種案件に関して、情報収集、WGメンバーへの情報展開

《主な案件》

- 消費税増税について
- 介護ワンストップサービスに関する保険者システムとの連携について
- 2020年度 番号制度におけるレイアウト改版対応について



消費税増税について（保険料軽減強化）

平成30年11月22日付事務連絡「低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応について」等にて、右記の通り、低所得者の第1号保険料軽減強化に係る変更を行うことが示されています。

また、平成30年12月21日に厚生労働省より発出された事務連絡「低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応について（その3）」では、**低所得者（所得段階が第3段階以下の被保険者）について、2019年度の仮徴収額変更を行わない等の対応を、各自治体にて検討することが推奨されています。**

例は、次頁以降を参照ください。

2020年度以降の徴収額を一定にするため、低所得者の方の平準化について、検討が求められています。

低所得者の第1号保険料軽減強化の完全実施に係る内容（2019年10月実施）

- ・ 第1段階について保険料基準額に対する割合を、0.45から0.3に軽減する。
※ 平成27年4月から一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減している。
- ・ 第2段階について保険料基準額に対する割合を、0.75から0.5に軽減する。
- ・ 第3段階について保険料基準額に対する割合を、0.75から0.7に軽減する。

【出典】事務連絡「低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応について」（p.1）より抜粋

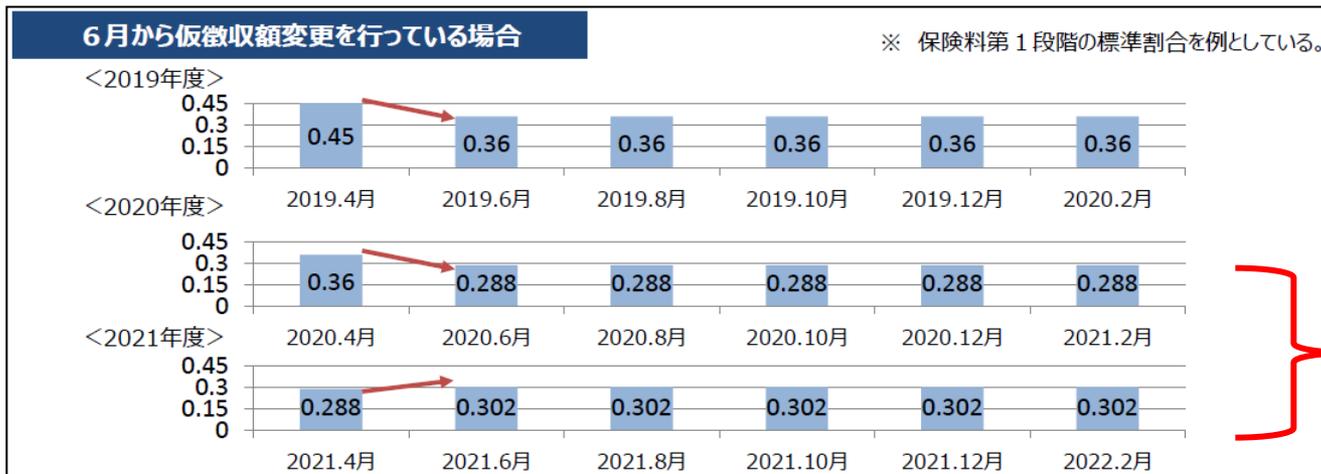
今回の消費税率引上げは、2015年4月引上げ時と異なり、年度途中の10月を予定しているため、保険料軽減強化の財源が半期分の手当てとなっています。このため、別紙2のように6月や8月に特別徴収における仮徴収額を変更（平準化）している場合、翌2020年度に保険料が一度低下した後に2021年度に再び上昇に転じ、第8期介護保険事業計画期初における保険料の改定幅が拡大すると予想されます。一方、来年度の仮徴収額の変更（平準化）を行わないこととし、2019年10月からの本徴収時に保険料の軽減強化を行う場合には、その後の保険料の徴収額は一定となります（普通徴収においても、同様と考えられます）。

また、政府全体として、消費税率引上げによる経済的影響を平準化する取組を進めているところですが、6月や8月に仮徴収額の変更（平準化）を実施している場合、2019年10月の消費税率引上げの前に徴収額が引き下がる例もあると承知しています。消費税率引上げを円滑に実施するために、引上げ時の駆け込み需要・反動減を極力抑制する措置が求められています。

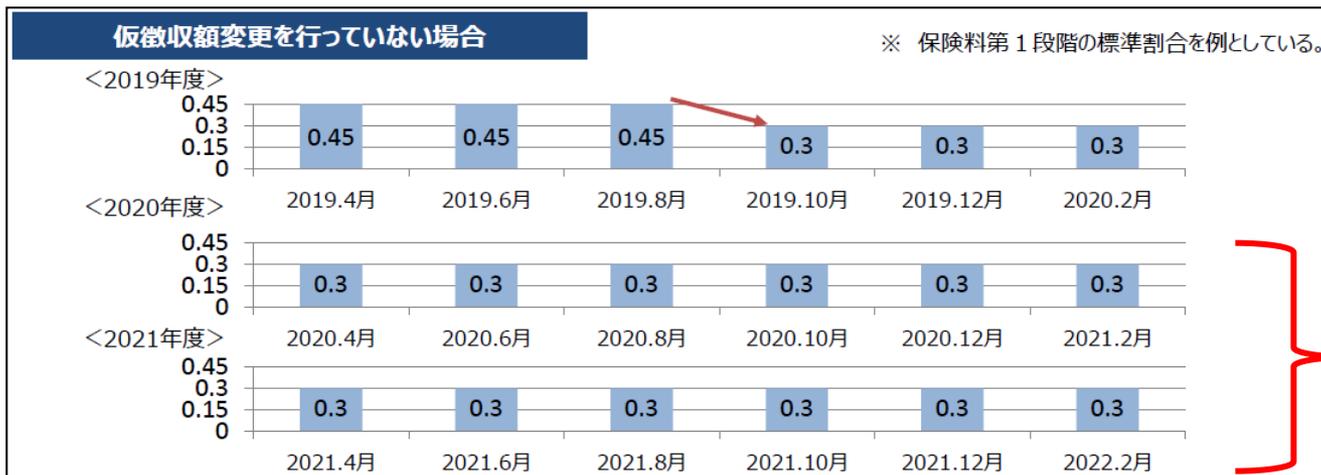
以上の観点も踏まえ、各自治体における特別徴収等における仮徴収額の変更時期のあり方や所要の措置を御検討いただきますようお願いいたします。また、被保険者に対する今般の保険料軽減強化の趣旨及び内容の周知などについても御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

【出典】事務連絡「低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応について（その3）」（p.2）より抜粋

消費税増税について（保険料軽減強化）



2019、2020年度で、段階的に保険料率が見直されるため、2019年度に仮徴収額変更を実施すると、2020年度以降も仮徴収額変更が行われることとなります。



2019年度に仮徴収額変更を実施しない場合、2020年度以降の徴収額は一定となります。

※ 図のようになるには、2019～21年度中において、下記のような状況が前提となります。

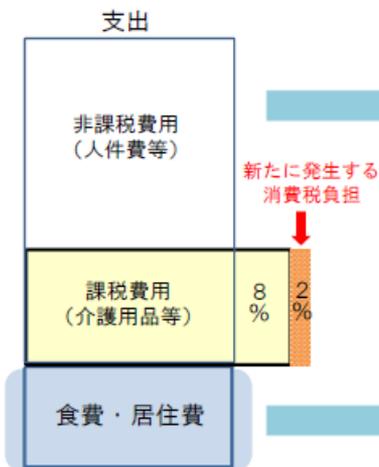
- ・対象者の所得段階が一定
- ・自治体における保険料基準額に変更なし

【出典】事務連絡「低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応について（その3）」（別紙2）より抜粋

消費税増税について（介護報酬改定）

- 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴い、介護サービス等に係る基本的な考え方が介護給付費分科会にてまとめられました。

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い



①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引上げを行う。

②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

基本単位数、加算については上乗せを行うことが適当であるとされています

区分支給限度額は引き上げることが適当であるとされています

基準費用額は影響分を上乗せすることが適当であるとされています

消費税増税について（介護報酬改定）

- 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う介護報酬改定のスケジュールは、平成30年度 全国厚生労働関係部局長会議（平成31年1月18日（金））にて以下の通り示されています。

2019年度介護報酬改定のスケジュールについて

2019年

1月下旬以降

社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬改定案の諮問

3月中下旬頃

関連する告示の公布、通知の発出

※ 現行の処遇改善加算の様式については、2019年度においては変更しない予定。

10月1日

介護報酬改定

介護保険に係る申請手続のオンライン化（介護ワンストップサービス）

- 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)等の政府方針においては、介護分野の申請手続におけるワンストップ化について、2018年度から2020年度までに推進することとされています。

1. 介護ワンストップサービスの対象となる手続

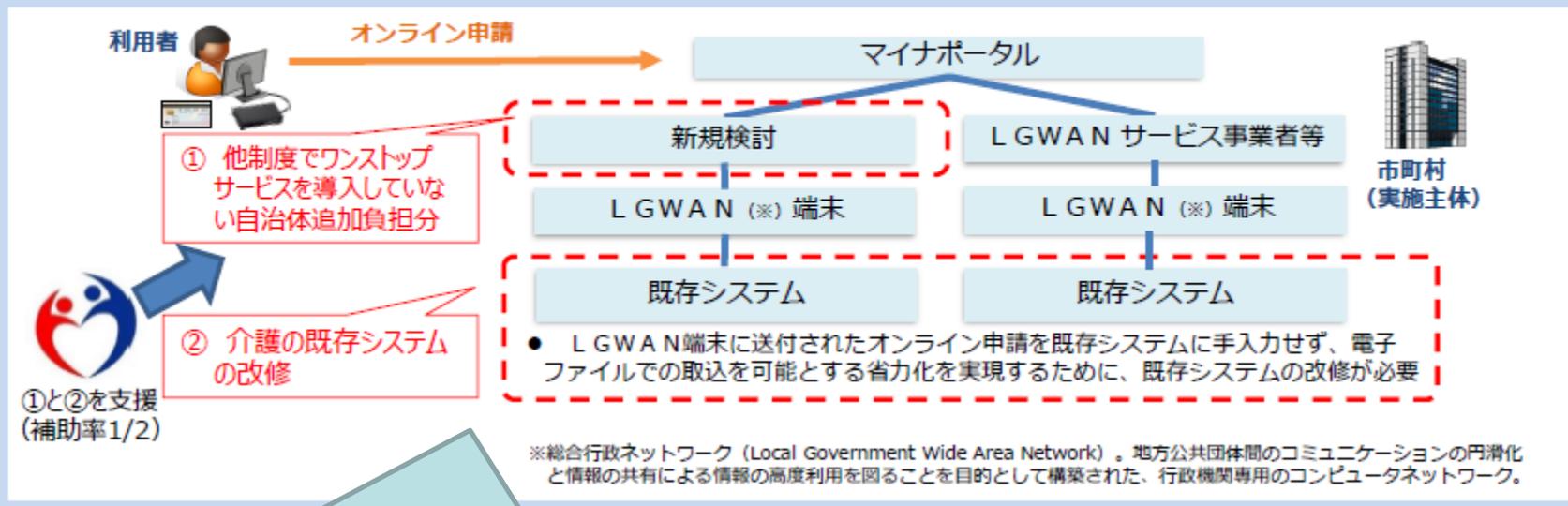
区分	介護ワンストップサービスで提供する手続名称
要介護・要支援 認定申請	要介護・要支援認定の申請
	要介護・要支援更新認定の申請
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
負担割合証の再交付申請	介護保険負担割合証の再交付申請
被保険者証の再交付申請	被保険者証の再交付申請
高額介護（予防）サービス費の支給申請	高額介護（予防）サービス費の支給申請
介護保険負担限度額認定申請	介護保険負担限度額認定申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請

介護保険に係る申請手続のオンライン化（介護ワンストップサービス）

- 介護保険に係る申請手続のオンライン化を実施し、その利用を推進していくに当たって保険者システム改修等を支援するとされています。

2. 事業内容

- ①他制度でワンストップサービスを導入していない自治体に対するイニシャルコストや、②介護の既存システム改修（マイナポータルに入力された申請データを自治体の既存システムへ格納・反映する機能を整備する）コストへの支援を実施。



申請データの標準フォーマットについて、JAHIS側と協議実施

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「**介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等**」において検証が行われている、居宅サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）を元に介護事業者間の標準化検討を実施。

→今後、課題の解決と、標準化を実施する。

介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、業務効率化に向けた提言を厚生労働省へ積極的におこない、業界の標準化の推進を図る。また在宅医療と介護の連携について業界標準のインターフェースの策定にも尽力する。

2. 多職種連携WGとの連携

平成30年度総務省「医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究」「医療機関と介護事業者間の情報連携に必要なデータ標準化に関する調査」への参画により、同事業の内容を鑑みながらのJAHIS技術文書「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」の介護事業者間のケースを拡大推進。

主に、介護事業者間の標準化を重点項目とする。

→ 2019年度中にJAHIS技術文書を策定するかどうか検討を行う予定。

（厚労省、JAHIS介護システム委員会との連携必須）

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」のIF課題

ケアプラン「第1,2,3,6,7表」の
インターフェース課題の解決

インターフェース
標準化文書の作成

標準化文書のアナウンス

2019年度成果物予定

介護事業者間の
情報連携における
データ項目仕様書

- I / Fについて
既存の I / F の活用を検討
検討シーン (予定)
・居宅支援事業者
⇔介護サービス事業所

文書量半減・ICT活用に向けた取組状況

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「2020年代初頭までに」「ICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている。



○ 行政が求める帳票等の見直し

介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請する等の取組を実施する。

○ ICT化によるペーパーレス化の促進

- ・ 介護事業所が作成文書の見直しやICT化等に取り組みやすくするためのガイドラインを作成し、普及を図る。（平成30年度概算要求）
- ・ 介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティのあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。（平成30年度概算要求）

介護事業所における生産性向上推進事業

平成31年度予算（案） 4.4億円（3.2億円）

※平成30年度補正予算 4.6億円

1 目的

- 「新しい経済政策パッケージ」では、「2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間とし、あらゆる施策を総動員すること」とされている。また、「骨太の方針2018」では「人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める」こととされており、上記目標達成に向け、本事業により介護分野における生産性向上を推進する。

2 事業内容

(1) 生産性向上に向けた介護事業所の取組を促進

- ・ WEBを活用した自己点検を通じて、生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）を参考に業務プロセス等の改善に向けた介護事業所の取組を促進

(2) モデルとなる事業所において経営効率化等に向けた具体的取組を展開し、アウトカムを測定

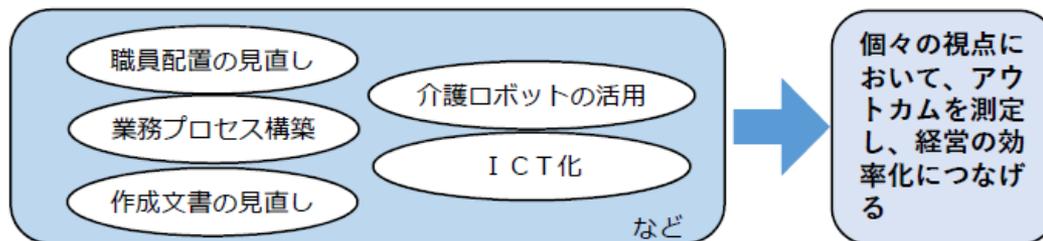
(3) 上記(2)のアウトカムを踏まえ、生産性向上ガイドラインに反映

(4) 上記(2)の効果的な取組・手法を事業者団体等を通じて全国で普及し現場での実践につなげる

【介護事業所における業務改善等の視点】

3 実施主体

- 国（民間団体等への委託を想定）



居宅サービス事業所におけるICTの導入に向けた取組状況

平成27年度補正予算（予算額：600万円）【平成27年度実施済み】

⇒ 訪問介護及び通所介護の業務におけるICT導入の効果を調査。

- ・ 「日々のサービス内容の記録業務」、「事業所内の情報共有業務」、「介護報酬請求業務」がICT機器の導入による効果が大きい業務であった。

平成28年度当初予算（予算額：1.3億円）【平成28年度実施済み】

⇒ 新規にICTを導入することによる効果（業務に要する時間の変化）を検証。

- ・ 記録作成・情報共有業務について、36事業所で検証を実施した結果、23事業所（64%）で減少、13事業所（36%）で増加。
- ・ 介護報酬請求業務について、15事業所で検証を実施した結果、13事業所（87%）で減少、1事業所で増加、1事業所は変化なし。

平成28年度補正予算（予算額：2.6億円）【平成29年度実施】

⇒ 複数の居宅サービス事業所の連携（異なるベンダー間を含む）に向けた課題を整理する。また、介護事業所に対して現状のICT機器の導入状況等のアンケート調査を行う。

平成29年度当初予算（予算額：2.3億円）【平成29年度実施】

⇒ 規模の小さい介護事業所を含めた市町村単位での連携モデル事業を実施する。また、ICTにおける標準仕様の構築のために、各ベンダーのシステム仕様を調査する。

【平成30年度概算要求：2.7億円】

- 介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

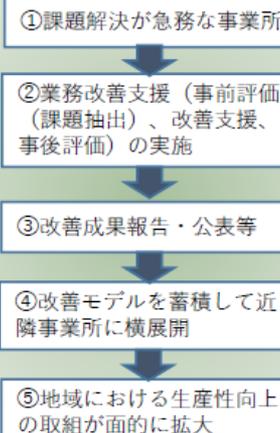
生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム



ICT導入支援事業

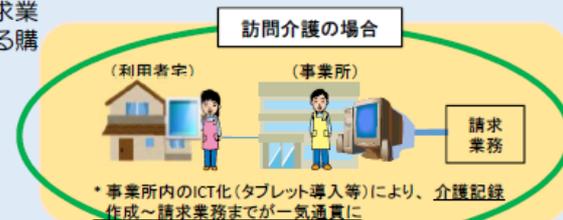
【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）



4. 後期高齢者医療制度への取組み



番号制度対応に関する活動

1. 活動概要

番号制度データ標準レイアウト改版や、広域連合側標準システムと中間サーバとのデータ連携開始について、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して①システム仕様に関する調整、②情報連携に関する運用検討等に関する支援、③特定個人情報保護評価テンプレートに関する作成支援を実施した。また、同じくリーダー・サブリーダー企業を中心に同標準システムの情報連携対応の先行評価を支援し、安定稼動に貢献した。

2. 今後の取組み

オンライン資格確認の導入に関する情報連携の見直し等に関して、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して、①システム仕様に関する調整、②情報連携に関する運用検討に関する支援、③特定個人情報保護評価に関する支援を引き続き実施しつつ、会員企業にも情報共有を行う。



その他法改正に関する活動

1. 活動概要

低所得者や元被扶養者に関する軽減特例措置の縮小・廃止に関する高確法改正や、地方税法の改正等について、市町村側支援システムに関する影響分析支援を、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して実施し、システム仕様整理や国の事業予算策定等に貢献した。また、これらの情報や事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査を、メール等で会員に対して実施した。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1. 平成30年度の活動内容

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討委員会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。特に新制度に関しては、円滑な制度運用を実現するため、詳細仕様の確認・議論、事務連絡や説明会資料等のWGメンバへの情報展開を行った。

また、2019年10月予定の制度改正についても同様に、厚生労働省・国民健康保険中央会と連携をし、制度内容の確認やシステムベンダの立場での提言活動を実施している。

2. 平成31年度の活動予定

2019年10月に予定されている障害福祉サービス等報酬改定および幼児教育の無償化対応を中心に、今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討委員会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的におこなう。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

障害者総合支援給付支払等処理システム検討委員会 (略称:障害者システム検討委員会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

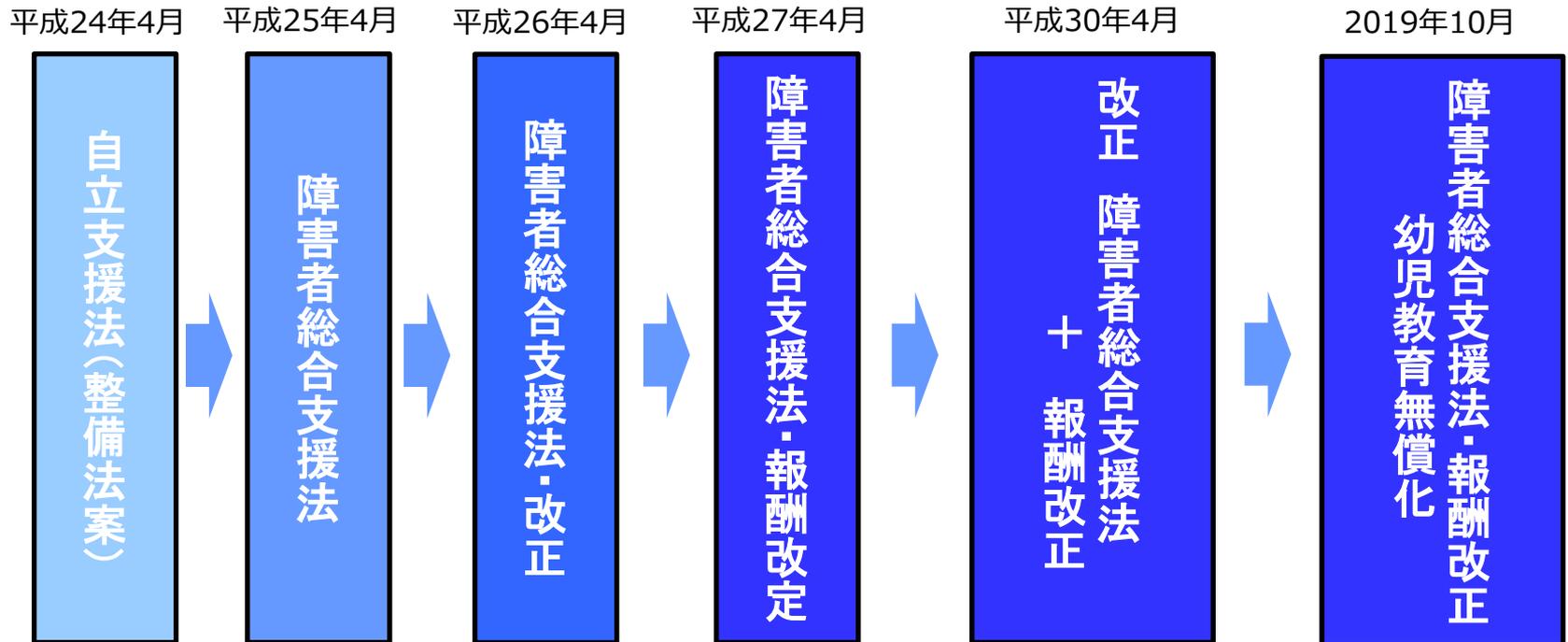
国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



平成30年4月「改正 障害者総合支援法」が施行



平成30年度は大規模制度改正に加え、報酬改定も大きく変更がありました。なお、制度改正については、来年度以降も継続の見込みであり、2019年度は、10月に障害福祉サービス等報酬改定・幼児教育無償化が予定されています。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

平成28年6月3日（障発0603第1号）における事務連絡にて障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正に基づき、平成30年4月より施行されています。

1. 改正概要

- (1) 自立生活援助の創設
- (2) 就労定着支援の創設
- (3) 居宅訪問型児童発達支援の創設
- (4) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (5) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (6) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (7) 共生型サービス
- (8) 報酬改正（平成30年）
- (9) 自治体による調査事務・審査事務の効率化
- (10) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用**
- (11) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (12) その他制度改正対応
 - * 国保連合会とのインタフェース仕様変更
 - * 実績記録票のレイアウト変更
 - * 新サービス追加に伴う、番号連携（副本登録）対応

本制度は、介護保険制度まで絡めて、大きく様変わりする制度であり、制度が非常に複雑かつ自治体の運用に多大な影響を及ぼすものとなっております。そのため、国保中央会との検討を実施、説明会資料のWGメンバーとの情報共有など連携してまいりました。

今後、介護保険の高額医療介護合算サービス費との併給調整が開始されます。円滑な制度運用が進めれるように、正しい算定方法を把握し、十分に注意する必要があります。



5. ご参考:(10)高齡障害者の介護保険サービスの円滑な利用

障害福祉サービス利用時の負担額が0円（低所得者）だった住民が、65歳に到達し介護保険に移行した際に発生していた利用者負担額を償還する制度が平成30年4月から始まっています。

具体的内容

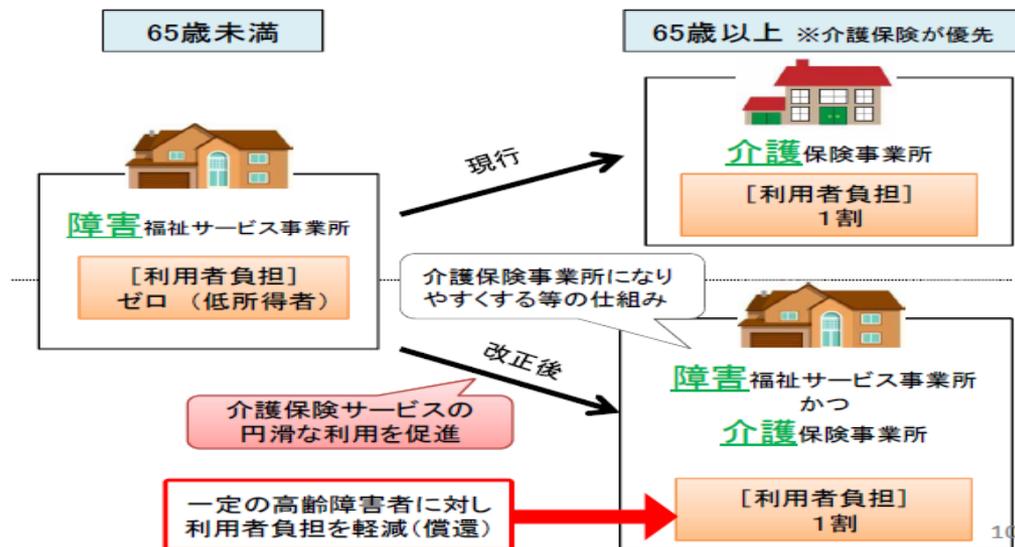
- 一定の高齡障害者に対し、一般高齡者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



※平成29年8月17日 社会保障審議会障害者部会（第85回）資料より一部引用

当制度は高額障害福祉サービス費の支給に関する政令として、「障害者総合支援法施行令第43条の5」に第6項が追加されます。（現行の高額は「第1項」になります。）

なお、「新高額障害福祉サービス等給付費」は「新高額」という俗称にて扱われています。



5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討状況など最新資料が掲載

平成28年5月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」は、平成30年度も継続して実施することとなり、審査事務の効率的な実施等にむけた議論が重ねられています。さらには、社会保障審議会障害者福祉部会においても、各種制度改正に関し検討が重ねられ、障害福祉サービス等報酬改定の検討状況等やその他制度改正に関する情報が共有されております。

最新の情報共有としては、平成30年12月12日開催の第92回社会保障審議会障害者部会資料が掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

＊ 社会保障審議会障害者部会資料・議事録等掲載



5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



平成31年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019年10月からの障害福祉サービス等報酬改定では以下の2点が実施される予定。

① 障害福祉サービス等報酬における消費税率10%引上げへの対応



<報酬改定率について>

○ 消費税10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することに決定。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う（2019年10月実施）
- 障害福祉サービス等報酬 + 0.44%

<報酬改定の方法について>

○ 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合（※）に税率引上げ分（ $110/108 - 1$ ）を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※課税経費割合 = $1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}$

○ 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

※平成31年1月18日開催「全国厚生労働関係部局長会議資料」より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



平成31年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

② 「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善

○「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の処遇改善については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を踏まえ、その特性に応じ、勤続10年以上の介護福祉士等（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者）を算定基礎とし（国費90億円程度）、事業所内の配分に当たっては介護人材の処遇改善を参考に適切な対応を行う（2019年10月実施）。

○ なお、加算率の設定方法や事業所内での配分ルール等の運用面については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームで引き続き検討を行っているところである。

※平成31年1月18日開催「全国厚生労働関係部局長会議資料」より引用

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



就学前の障害児の発達支援の無償化

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

2. 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

3. 財政措置

- 就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応。
- 障害児入所給付費等国庫負担金の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行う。
- 初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定。

※平成30年12月28日事務連絡「就学前の障害児発達支援の無償化に係る方針について」より

6. 子ども子育て支援施策への取り組み



内閣府などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

制度施行時より、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府への提言、情報収集活動を行ってきた。今年度は特に児童手当、児童扶養手当所管課との情報交換の場ができ番号対応に関する提言活動を行う一方、下期に入り、子ども子育てについても同様に意見交換の端緒となる場が設定できたのはWG活動としては前進といえる。その他、「虐待防止のための情報共有システム」なども当WGの関連活動として厚生労働省との意見交換を行った。

2. 今後の取り組み

平成31年度は、自民党の公約でもある幼児教育無償化の拡充のほか、児童扶養手当の制度改正(支払い回数の変更や未婚の対象者への給付)が検討されている。こうした少子化を背景とした制度改正の本格化に対して提言活動を継続して行う。

新たに「保健衛生WG」が立ち上がったが、子ども子育てWGに関連する案件については連携しながら関連所管課へ提言などを行っていく。



消費増税をうけ2019年10月から幼児教育が無償化

1. 消費増税にともなう幼児教育の無償化

◆自民党は2019年10月の消費増税に伴い、幼児教育の無償化を拡充する。これに対応するシステム改修費として国は総額250億の補助事業（10/10）を用意している

【検討中の内容（報道等による）】

- ①利用者負担額の無償化（利用料算定の見直し）
 - ・3歳から5歳までのすべての子ども、および0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園・認可保育所・認定こども園等の利用者負担額（利用料）をすべて無償化する。
- ②対象者拡大と上限付き無償化の導入
 - ・新たに無償化給付の対象に幼稚園（新制度未移行）／認可外保育所等の子どもが対象者へ。
- ③実費徴収の見直し
 - ・認定区分により異なっていた食材料費(主食費・副食費)の負担方法を統一し、1号認定・2号認定の子どもについては原則全て実費徴収とする。
- ④新たな給付方法の導入
 - ・②の幼稚園（新制度未移行）／認可外保育所等の利用料無償化については、自治体が利用者へ直接支払する「償還払い」方針が新規に導入される。
- ⑤就園奨励費の見直し(廃止)
 - ・就園奨励費事業は、今回の無償化にあたり廃止され、「施設型給付費」として本改正法案の一部へ。

2. 児童扶養手当の制度改革が検討

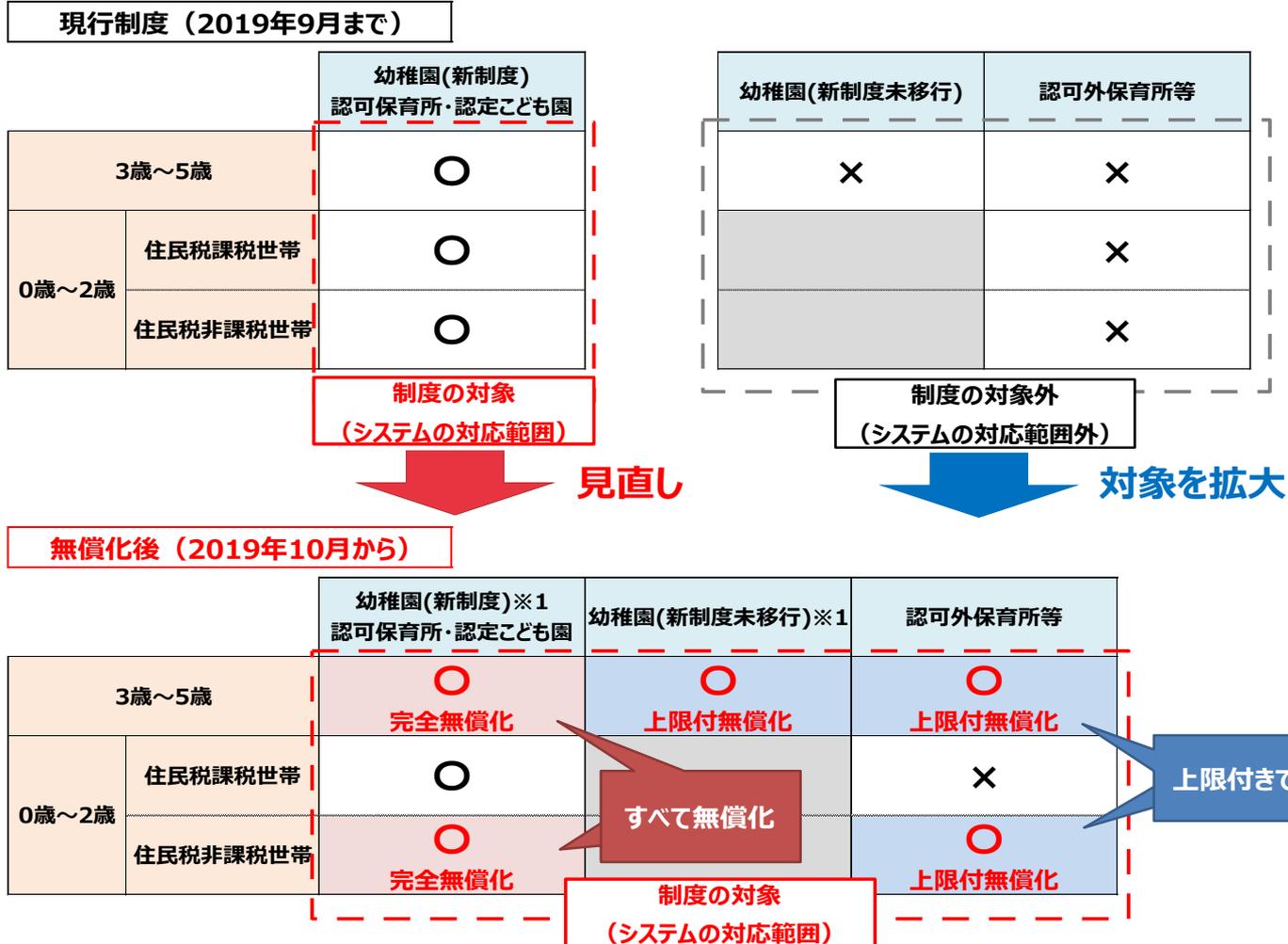
- ◆児童扶養手当について以下の通り制度改革が検討されている。
一部報道先行で実態と乖離している様相もあることから、JAHISとして内閣府に対する提言、情報収集を強化することで、円滑な制度改革施行を図る。

【児童扶養手当（報道等による）】

○2019年度より

- ・支給回数の見直し
 - * 支払回数の変更(年3回→6回)
 - * 支給制限の適用期間等の変更(業務年度の変更)
 - * 支払回数の見直しに伴う年金併給者の事務手続きの見直し
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

6. 参考：幼児教育無償化のイメージ（公開資料等より整理）



※1：幼稚園(新制度・新制度未移行)と認定こども園(幼稚園部分)の子どもの預かり保育についても、月額1.13万円を上限に無償化。

6. 参考：児童扶養手当支払い回数変更のイメージ（公開資料等より整理）



7. 国民健康保険都道府県化への取組み

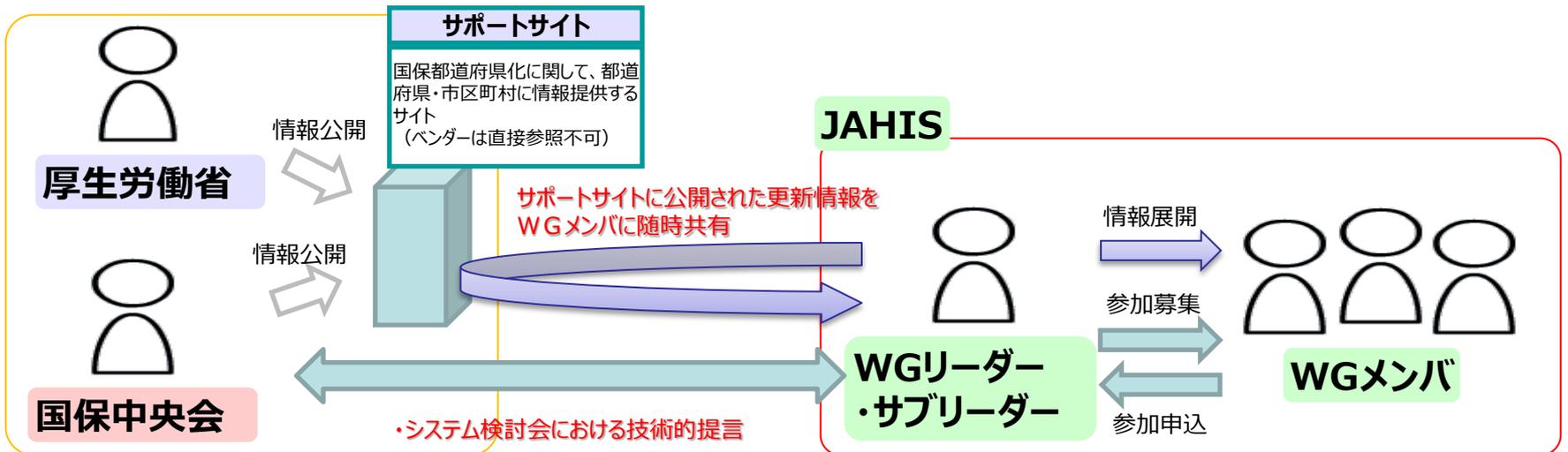


システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

平成30年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されることになり、WGリーダーとサブリーダーの3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。会議の場ではシステムベンダーとして、市区町村から情報集約システムへ連携するデータのエラー対処に関する提言や、施行後の機能強化に関して専門的立場での提言活動を行った。

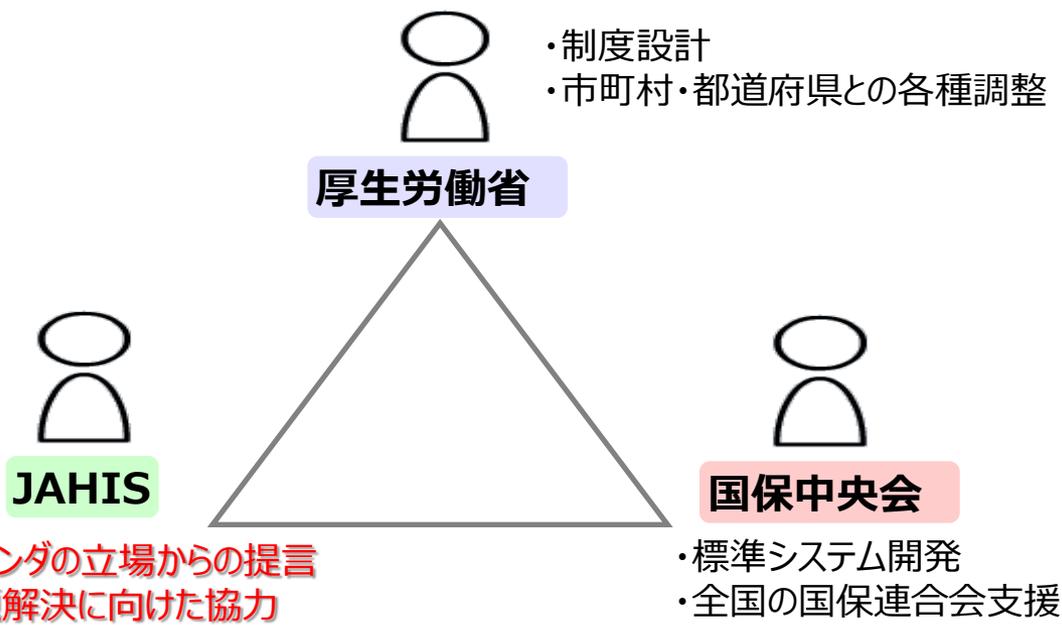
また、厚労省（国保中央会）が市区町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応した。



2. 今後の取り組み

平成30年4月から新制度が施行されて約一年経過している。施行当初の課題についてはおおむね解消しており、今後は県内保険料の統一の動きや、市町村事務処理標準システムの県域クラウド化の推進などが大きな課題となっていく。厚生労働省、国民健康保険中央会と連携を図りながら情報収集をおこない、IT開発ベンダの立場から積極的な提言をおこなう。

また、医療保険のオンライン資格確認に向けた対応など大きな制度改正が予定されているため、厚生労働省、国保中央会と連携を図りながら共通諸課題解決に向けての協力をおこなう。



8. 保健衛生分野への取組み



乳幼児健診データ標準化に対する活動

1. 活動概要

平成30年4月～6月に実施された「データヘルス時代の母子保健情報の利活用における検討会」の中間報告書の「電子化すべき標準的な項目」をもとにデータ標準レイアウトの検討を実施している。

(副本登録は平成32年6月開始予定)

平成30年10月にJAHIS案を厚労省に提示しており、平成31年4月のデータ標準レイアウトの案が提示される予定。

2. 今後の取組み

平成31年4月のデータ標準レイアウトの案が提示された後、疑義がある点については確認を行っていく。
なお、市町村での副本登録に関する疑義事項があれば、取りまとめを行い、厚労省へ確認を行う予定。

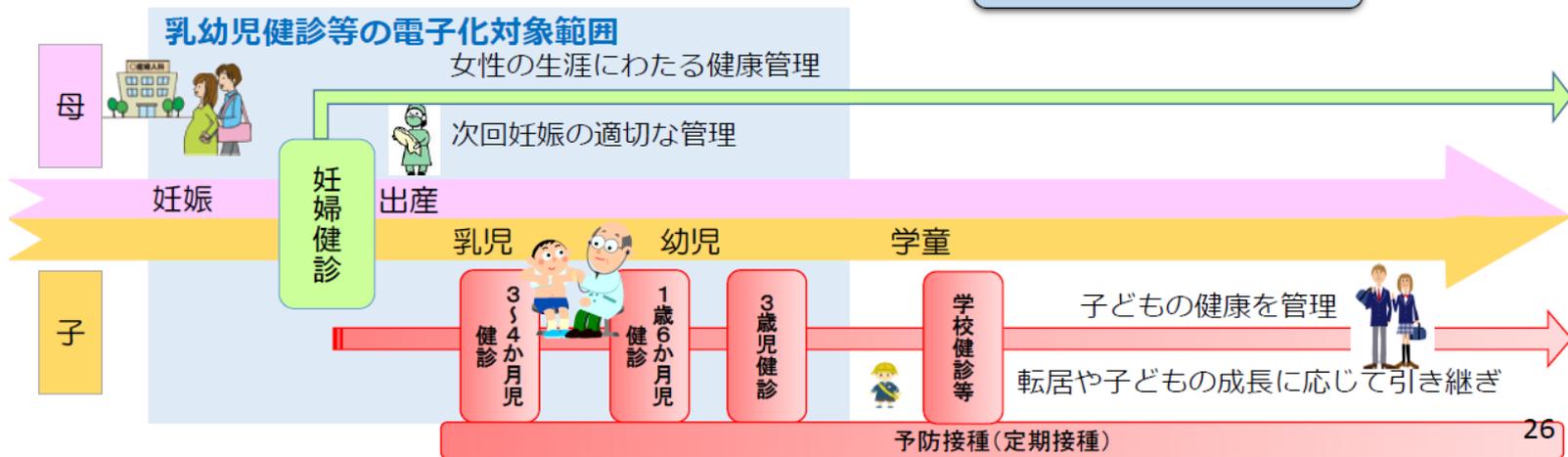
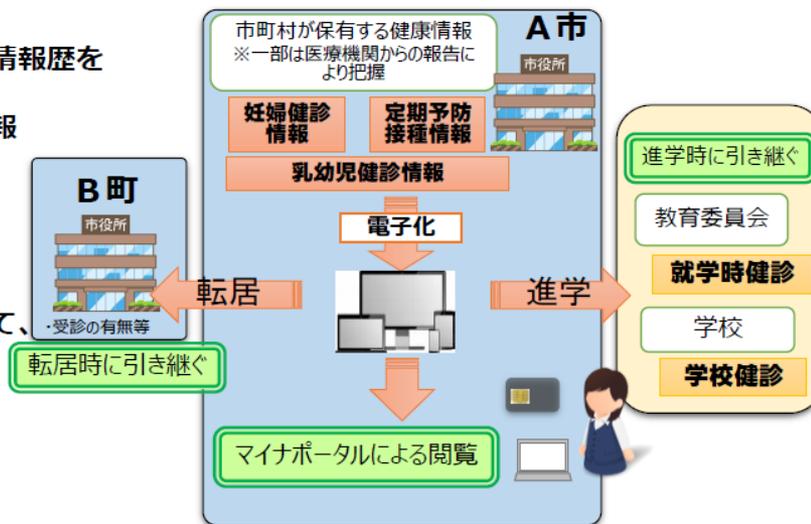
子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し 引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス

【このサービスで目指すこと】

- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
- 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ
- ビッグ・データとして活用

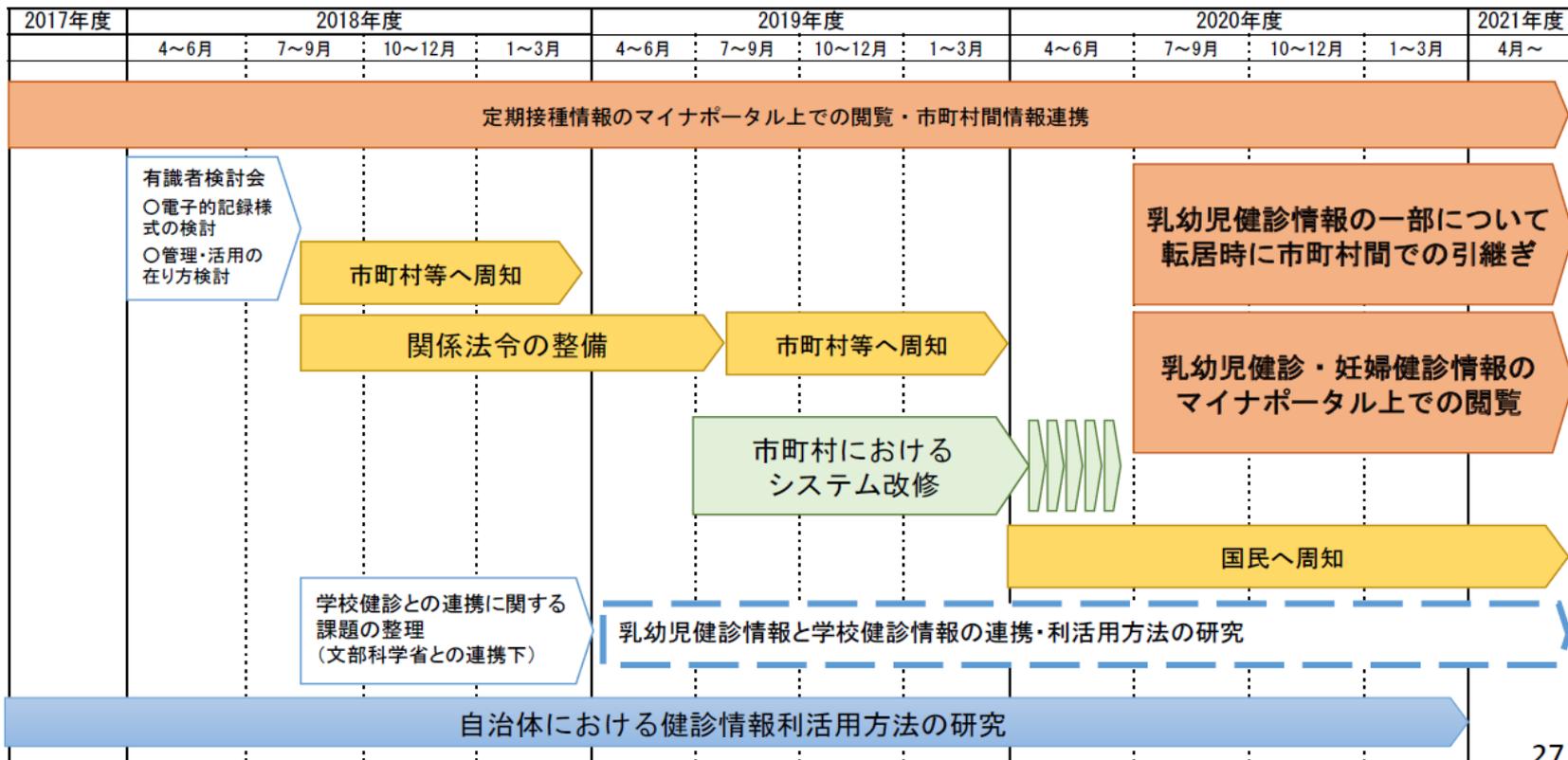
【2020年度に実現できること】

- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。
- マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。



子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス工程表

- 2020年度には妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。



8. 保健衛生分野への取組み



児童虐待防止に関する活動

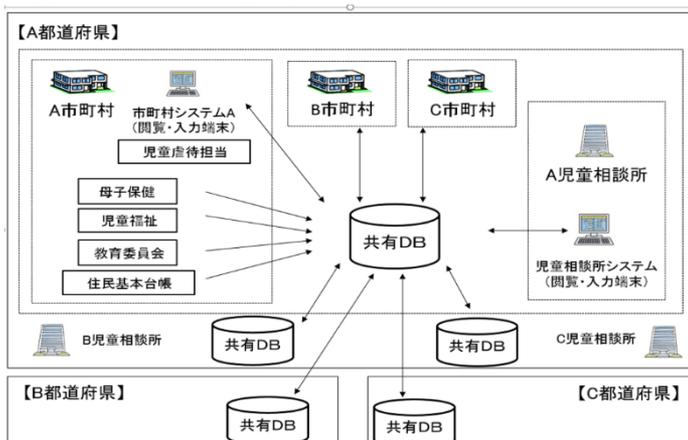
1. 活動概要

平成30年7月に政府より発出された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて都道府県内、都道府県間の児童虐待情報を共有する「虐待防止情報共有システム」の構築に関して、厚労省よりガイドライン作成に向けた助言依頼があったため、打ち合わせ等の活動を実施中。

2. 今後の取り組み

厚労省、自治体関係者、JAHISを交えた意見交換の場が予定されており、ガイドライン策定に向けて現場の声やシステムでの情報共有に向けた課題を検討予定。ガイドラインをより良いものにするために引き続き助言等の活動を実施する。

虐待防止情報共有システム全体像（イメージ）



厚労省にてイメージしている虐待防止情報共有システムのイメージは左記図の通りとなっている。具体的なシステムイメージはガイドライン作成の中で詰めていく予定。

8. 保健衛生分野への取組み



風しん対策に関する活動

1. 活動概要

平成30年12月に厚労省より、東京オリンピックを見据えた風しん対策を緊急で実施したいとの連絡があり、打合せ等を実施。

対応としては39歳～56歳の男性に対する無料クーポンの一斉配布、及び抗体検査・接種結果の管理であるが、全国どの医療機関でも接種可能とする大方針があることから、請求事務を国保連に委託する必要があるため、国保中央会も含めた打合せを実施している。

2. 今後の取り組み

平成31年1月末までにほぼ全ての打ち合わせは完了しており、2月初旬に厚労省より全自治体に対して風しん予防接種の手引きが発出されている。そのため、風しん対策に対するJAHISとしての活動は一旦区切りが付いた形となる。

8. 保健衛生分野への取組み



風しん対策に関する活動



種別	抗体検査券		1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456
発券No	0123456789	有効期限2020年03月	
(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (標準請求用)			
12345678901234567			
種別	予防接種予診券(予診のみ)		2
	請求先	〇〇県〇〇市	123456
接種費用(税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		
自己負担額(税抜)	0 円		
発券No	0123456789	有効期限2020年03月	
(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (標準請求用)			
1234567890123456799999			
種別	予防接種券		3
	請求先	〇〇県〇〇市	123456
接種費用(税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		
自己負担額(税抜)	0 円		
発券No	0123456789	有効期限2020年03月	
(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (標準請求用)			
1234567890123456799999			

今後も各業務で大規模な制度改正が
控えています・・・

さらにその先に2025年問題があり、
持続可能な社会保障制度の確立は急務となっています。
(全世代型社会保障改革の実現)

抜本的な制度設計の見直しや
更なる自治体クラウドの推進・ビッグデータ利活用も
着々と進められています。
引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました

